

島根県立大学 石見神楽舞濱社中 規約

(名称)

第1条 本団体は、石見神楽舞濱社中と称する。

(目的)

第2条 本団体は、島根県立大学生及び地域の協力者によって組織され、石見地方の伝統芸能である石見神楽を通じ、島根県民・浜田市民との交流を促進すること、石見神楽の習得及び学生への周知度を高めることを目的とする。また、島根県立大学浜田キャンパスで毎年行われる海遊祭をはじめ、学内・学外を問わず、楽しんでもらうことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日に終了するものとする。

(会費)

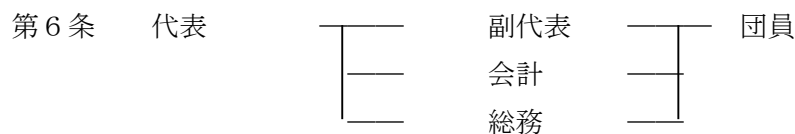
第4条 会費は、一人あたり年額3,000円とし、新年度4月1日から6月末日までの期間中に徴収することとする。ただし、年度途中に加入した者は、入会后1ヶ月以内に納入することとする。

(役員、任期)

第5条 役員、任期について、以下のよう定める。

- 1、本団体は、代表1名、副代表1名、会計1名、必要に応じて総務1名、(上記4名を役員とする)その元に団員を置く。ただし、副代表の人数は代表が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) 代表は、本団体を代表し、本団体に関するすべての事項の責務を負う。
 - 2) 副代表は、代表を補佐し、代表が上項責務を全うできない場合、その責務を代行する。
 - 3) 会計は、会計事務を遂行する。
- 2、代表、副代表は団員から選出され、前年度代表の指名を受け、前年度役員3名以上の賛成を得て、任命する。会計、総務は代表が指名、任命する。
- 3、各役員の任期は1年とし、年度末の定例役員会議において改選する。ただし、再任を妨げない。団員の任期も1年とする。

(組織)



(会議、決議)

第7条 会議、決議について、以下のように定める。

- 1、会議は、定例役員会議と、団員会議を基本とし、緊急の議題があるときに限り、緊急役員会議を開くこととする。尚、緊急役員招集者は団員であればよいこととする。
- 2、定例役員会議と緊急役員会議における決定事項を、団員会議による過半数の賛成を得ることにより、本団体の決議決定とする。

(規約遵守義務)

第8条 団員は本規約を遵守しなければならない。

(書類保管義務)

第9条 石見神楽舞濱社中役員は、石見神楽舞濱社中における活動記録等、活動によって作成した書類を保管しなければならない。

(承認)

第10条 本規約の承認は、団員の3分の2以上の賛成を得た後、代表者が承認を行い、その効果を生ずる。

(改廃)

第11条 本規約は、本規約を改廃する場合は、団員の2分の1以上が本規約の改廃に賛成した場合、改廃に関する団員会議を開催し、3分の2以上の承認をもって改廃を行う。

附 則

本規約は、平成25年3月28日から施行する。

本規約の一部を改正し、平成28年6月1日から適用する。

本規約の一部を改正し、平成29年6月1日から適用する。